

2011年2月22日 制定

2021年8月23日 改訂

2024年8月05日 改訂

学校法人立命館

学校法人立命館監理業務委託契約基準

この基準は、学校法人立命館が締結する監理業務に関する委託契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第1条 入札等を経て受託者となった者（以下「受託者」という。）は、契約書および本基準に基づき、業務仕様書に従い、当該契約（契約書および本基準ならびに業務仕様書を内容とする契約書記載の業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、当該契約の業務（以下「委託業務」という。）を履行期間内に完了するものとし、本法人は委託業務完了の対価として、受託者に対して委託代金を支払う。
- 3 委託業務の実施方法等委託業務を完了するために必要な一切の手段については、当該契約の契約書および業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 当該契約の契約書およびその業務仕様書に定める請求、通知、報告、申出、承諾および解除は、書面（電子メール等の電磁的方法を含む。以下同じ。）により行なわなければならない。
- 5 当該契約の履行に関して、本法人と受託者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 当該契約に定める金銭支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 当該契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 当該契約に係る訴訟については、日本国京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所に定めて行なう。

(再委託)

- 第2条 受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- 2 受託者は、委託業務の一部を他の建築士事務所の開設者に委託することができる。この場合、受託者はあらかじめ本法人に対し、その委託にかかわる役務の概要、当該第三者の氏名または名称および住所を記載した書面を交付のうえ、委託の趣旨を説明し、承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、前項により委託業務の一部について、他の建築士事務所の開設者に委託した場合、本法人に対し、当該他の建築士事務所の開設者の受託に基づく行為すべてについて責任を負う。

(受託者の管理義務)

第3条 受託者は、民法、商法その他法律の規定を遵守し、自ら行なう企画または自己の有する技術もしくは経験に基づき、業務仕様書に定められた委託業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、委託業務に従事する自己の従業員の身分、衛生、風紀および規律維持に一切の責任を負うものとする。
- 3 受託者は、業務仕様書で定める要件を満たし、その他委託業務の性質上求められる資格を有する者をして、委託業務を行わせるものとする。
- 4 受託者は、自己の従業者に名札等を携帯させ、求められたときに身分を明示させなければならない。
- 5 受託者は、自己の従業者の技術的な指導、評価、査定、配置・変更その他委託業務遂行に必要な管理を自ら行なう。

(委託業務実施の調整)

第4条 本法人は、受託者の実施する委託業務および本法人の発注に関わる第三者の実施する役務が実施上密接に関連する場合は、必要に応じて、その実施につき調整を行なう。この場合において、受託者は、本法人の調整に従い、第三者の行なう役務の円滑な実施に協力しなければならない。

(業務仕様書の検査等)

第5条 受託者は、その専門的見地から業務仕様書の内容を検査し、委託業務の内容、目的と、業務仕様書記載事項に不適合または不十分な点がある場合は、本法人に業務仕様書の改善を請求しなければならない。

(業務仕様書不適合の場合の改善義務)

第6条 受託者は、業務の実施部分が業務仕様書に適合しない場合または当該契約の目的の達成に疑義がある場合において、本法人がその改善を請求したときは、受託者は、当該請求に従わなければならない。この場合において、本法人は、当該請求とともに、必要と認められる履行期間の延長または代金の変更を求めることができる。

(業務仕様書の変更)

- 第7条 本法人は、必要があると認めたときは、業務仕様書の内容を変更することができる。
- 2 前項の変更により受託者に新たな費用負担が生じるときは、本法人がその費用を負担する。ただし、変更の原因が受託者の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(情報の開示)

第8条 本法人は、委託業務の実施に必要と認める範囲で本法人の保有する知識、経験その他の情報（以下「当該情報」という。）を受託者に開示するものとする。

- 2 受託者は、当該情報を委託業務の実施のためのみに使用するものとし、他の用途に転用してはならない。
- 3 受託者は、委託業務の実施が完了したときまたは本法人の要求があるときは、開示を受けた当該情報（本法人の同意を得て複製または複製したものを含む。）を記述した文書および電子媒体を直ちに本法人に返還しなければならない。

(守秘義務)

第9条 本法人および受託者は、当該契約の履行に際し、相手方より秘密情報である旨を示され開示を受けた情報（以下「秘密情報」という。）を、当該契約の履行以外の目的に供してはならず、また第三者に漏えい、開示してはならない。ただし、開示を受けた秘密情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた時点で既に自ら保有していた情報
- (3) 開示後に自己の責によらない事由により公知となった情報
- (4) 開示後に正当な権利を有する第三者より守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
- (5) 開示後に相手方の秘密情報によらずして独自に開発または考案した情報

(個人情報の取扱い)

第10条 本法人は、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報（以下「個人情報」という。）を受託者に提供しなければならないときは、受託者の委託業務の遂行上必要な最小限度において、受託者に個人情報を提供する。

- 2 受託者は、本法人から個人情報の提供を受けたときは、全て法令の定めに従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(完了通知および完了検査)

第11条 受託者は、委託業務が完了したときは、その旨を書面により本法人に通知しなければならない。

- 2 本法人は、委託業務完了の通知を受けたときは、速やかに業務仕様書に基づく完了検査に着手し、合格の場合は引渡しをうける。
- 3 受託者は、前項の完了検査に合格しないときは、直ちに業務仕様書に基づく改善を行ない、再度完了検査を受けなければならない。この場合においては、改善の完了を委託業務の完了とみなし、前2項の規定を適用する。

(委託代金の支払い)

- 第12条 受託者は、前条の検査に合格したときは、当該契約の委託代金を本法人に請求する。
- 2 本法人は、別に定める場合を除き、完了検査合格後直近の月末締切りで、翌月の末日までに受託者の指定する金融機関口座に委託代金を振り込む。

(出来高払い)

- 第13条 入札等において別に定めがあり、かつ委託業務が性質上可分であるときは、受託者は、委託業務の完了前であっても、完了部分に相当する代金を出来高に応じて請求することができる。
- 2 前項の完了部分の検査および支払いは、第11条および第12条を準用する。

(契約不適合責任)

- 第14条 本法人は、当該契約の目的物または成果の種類、品質または数量が委託業務の内容、目的または業務仕様書の内容に適合しないものであるときは、受託者に対し、本法人の請求した方法によって当該目的物または成果の補修、代替品の引渡し、または不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、本法人が相当な期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、本法人は受託者に対し、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、本法人は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本法人が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項から前項までの規定は、第20条の規定による損害賠償請求および第15条の規定による解除権の行使を妨げない。
- 5 受託者が種類または品質に関して委託業務の内容、目的もしくは業務仕様書の内容に適合しない目的物または成果を本法人に引渡した場合において、本法人がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、本法人は、その不適合を理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求および契約の解除をすることができない。ただし、受託者が、引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。
- 6 第1項から前項までの規定にかかわらず、本法人は、本法人の与えた指図によって生じ

た不適合を理由として、履行の迫完請求、代金の減額請求、損害賠償請求および契約の解除をすることができない。ただし、受託者が本法人の指図が不適當であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

(本法人の契約解除権)

第15条 本法人は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 不法行為、不正行為、重大な過失があったとき、または背信行為を行なったとき。
- (2) 当該契約に違反し、相当な期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、期間内には正しないとき。
- (3) 正当な理由なく、委託業務を開始すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (4) 委託業務を完了すべき日までに委託業務を完了することができないと認められるとき、または完了すべき日から相当の期日を経過しても委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (5) 手形・小切手等の不渡りを出したとき、または銀行取引停止処分を受けたとき。
- (6) 仮差押、差押、競売の申立てを受けたとき、民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始の申立てを受け、もしくは自らこれらの申立てをしたとき、または清算に入ったとき。
- (7) 解散の決議をしたとき。
- (8) 租税、公課を滞納し催促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。

2 前項の規定の他に本法人の契約解除権を設ける場合は、入札等に際し別に定める。

(受託者の契約解除権)

第16条 受託者は、本法人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 不法行為、不正行為、重大な過失があったとき、または背信行為を行なったとき。
- (2) 当該契約に違反し、相当な期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、期間内には正しないとき。
- (3) 正当な理由なく、当該契約の義務を履行せず、相当の期間を定めて履行を催告しても期間内に履行しないとき。

2 前項の規定の他に受託者の契約解除権を設ける場合は、入札等に際し別に定める。

(暴力団等との関係に基づく解除)

第17条 本法人および受託者は、自己のすべての役員等（本法人にあっては理事もしくは監事を、受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないことを保証しなければならない。

2 本法人および受託者は、前2条に定める場合のほか、相手方が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該契約を解除することができる。

(1) 役員等のいずれかが暴力団員であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に該当する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己もしくはその法人または第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団もしくは暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約、資材等の購入契約その他の契約において、その相手方が前各号のいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約をしたと認められるとき。

(7) 相手方が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約、資材等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号の場合を除く。）において、当該契約の解除を求めたにもかかわらず、相手方がこれに応じなかったとき。

3 本法人および受託者は、相手方の役員等の一人が反社会的勢力（暴力団員ではないにしても、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する個人または集団の構成員をいう。）に該当する場合において前項の規定を準用することができる。

4 本法人および受託者は、前2項に基づきこの本契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもこれを賠償する責任を負わない。解除された当事者は、当該解除により相手方に損害が生じた場合、その損害を賠償する責任を負う。

（不可抗力による解除）

第18条 天災その他の避けることのできない理由により、委託業務を完了することが不可能、または著しく困難になったときは、本法人および受託者は、協議の上、当該契約を解除することができる。

（解除に伴う措置）

第19条 本法人は、当該契約が解除されたときは、受託者が既に完了した委託業務のうち可分な部分によって利益を受けるときは、当該完了部分を仕事の完成とみなして、当該部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する代金を受託者に支払う。

（損害賠償）

第20条 受託者の責に帰すべき事由により本法人が損害を被ったときは、本法人は、受託者に損害賠償を請求できる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第21条 受託者は、本法人の承認なしに当該契約により生じる権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは承継させ、または担保に供してはならない。

(補則)

第22条 本基準に定めのない事項は、必要に応じて本法人と受託者との間において協議して定める。